

# 学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立大阪南視覚支援学校

部

名前 \_\_\_\_\_

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日以降の登校が可能であると判断しました。出席停止期間：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日～\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 第1種感染症

( ) [治癒]

## 第2種感染症

インフルエンザ（A型・B型）

[発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過]

百日咳〔特有の咳が消失又は5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了〕

麻疹〔解熱後3日経過〕

流行性耳下腺炎〔耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好〕

風疹〔発疹消失〕  水痘〔すべての発疹の痂皮化〕

咽頭結膜熱〔主要症状消褪後2日経過〕

結核〔感染のおそれなし〕

隱球菌性髄膜炎〔感染のおそれなし〕

## 第3種感染症〔感染のおそれなし〕

腸管出血性大腸菌感染症（※）

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

（※）便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

## 第3種その他の感染症〔①～③は代表例〕

①溶連菌感染症

②感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる）

③急性細気管支炎（主としてRSウイルス感染によると考えられるもの）

( )

■いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 唾液腺の腫大 ( )

## ■その他の意見：

〔 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 〕

医療機関名：

診察医師：